


開催・平成30年 7月 11日

所管部課	福祉部 高齢介護課		部長	田口 茂夫		
件名	東大和市介護予防・日常生活支援総合事業実施規則の一部を改正する規則について		区分	○	1 審議事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1 要旨</p> <p>介護保険法が一部改正され、平成30年8月1日から、新たな給付割合として7割（利用者負担割合3割）が追加されることとなった。</p> <p>介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業）の給付割合については、介護保険法の給付割合と整合して運用していることから、当該事業を利用した際の給付割合が介護保険法の給付割合（9割、8割又は7割）と同様となるように規則を一部改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>ア 介護予防・日常生活支援総合事業（第1号事業）の給付割合について、介護保険法の給付割合と同様になるように100分の70を追加する。（第9条）</p> <p>イ 第1号事業支給費に係る支給限度額における給付割合についても同様に100分の70を追加する。（第12条）</p> <p>(2) 施行日 平成30年8月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 規則を改正することで、介護保険サービスとの整合性が図られる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>規則の案文については、文書課において審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。